

平成30年8月7日
三次市福祉保健部社会福祉課

平成30年7月豪雨による被災住宅 の補修工事費の一部を補助します

平成30年7月豪雨により被災した市民等の住宅の補修工事の経費に対して支援することにより、一日も早い市民生活の平常化を図ることを目的として、三次市被災住宅補修工事費補助制度を創設しました。

※補助制度の内容は別紙のとおり。

本件に関するお問い合わせ先



三次市 福祉保健部 社会福祉課
社会福祉係(担当/小原, 鍛治)
電話番号:0824-62-6146 FAX番号:0824-62-6285
E-mail:fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp
〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

【別紙】

三次市被災住宅補修工事費補助制度について

平成 30 年 7 月豪雨により被災した市民等の住宅の補修工事の経費に対して支援することにより、一日も早い市民生活の平常化を図ることを目的として補助を行います。

補助対象者

平成 30 年 7 月豪雨により、三次市内において自己の居住の用に供する住宅が「半壊」以上の被害を受けた旨のり災証明書の交付を受けた被災者又はその家族。

補助対象要件

- (1) 被災住宅を原状に復するために行う、躯体、内装、建具、給排水設備及び電気設備の修繕工事の経費を補助の対象となります。
- (2) 被災者生活再建支援法に基づく支援を受ける（予定を含む）被災者は、補助の対象となりません。
- (3) 被災住宅に対する保険給付や災害救助法の適用を受ける応急修理（※）がある場合は、補助対象経費からそれぞれ金額を除いた後の金額が 10 万円未満の場合は、補助の対象となりません。
- (4) 原則として、補助金交付決定の日から起算して 6 月以内に完了する補修工事を対象とします。
- (5) 被災者が属する世帯員全員が、補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税及び料等を完納していることが必要です。

補助率、補助金額

補助率は補助対象経費の 2 分の 1（1 千円未満の端数は切り捨て）で、補助上限額は 50 万円。

申請期限

平成 33 年 8 月 4 日（水）まで

その他

この制度が創設される前に補修工事に着手している被災者で、その補修工事の内容が本制度の主旨に合致するものについては、この制度に基づく補修工事とみなし補助の対象とします。

※次のいずれにも該当する補修工事は、災害救助法に基づく応急修理の適用を受けられる場合があります。

- (1) 現在別の住宅に一時的に避難している方で、補修工事をすれば帰ることができる方。
- (2) 補修工事に着手されていない方。